

ユー・エス・イーグループ サステナビリティ推進ガイドライン

(グループ会社・サプライチェーン共通版)

2026 年 7 月改訂

株式会社ユー・エス・イー

サステナビリティ推進委員会

本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、ユー・エス・イーグループのサステナビリティ推進にあたり、グループ会社ならびにサプライチェーンの皆様にご理解・ご実践いただくことを目的として作成しました。

第 一 部 「ユー・エス・イーグループ サステナビリティ憲章」

- ・ 基本方針
- ・ サステナビリティ推進体制
- ・ サステナビリティ憲章（行動規範）〔10 項目〕

第 二 部 「ユー・エス・イーグループ事業行動基準」

- ・ サステナビリティ憲章（行動規範）
- ・ ステークホルダーの皆様へ（代表メッセージ）
- ・ 「ユー・エス・イーグループ事業行動基準」を実践するにあたって
- ・ 「ユー・エス・イーグループ事業行動基準」

一人ひとりが、何を意識して、どのように行動すべきかを行動規範毎に具体的なアクションとするためのガイドライン

ユー・エス・イーグループ サステナビリティ憲章

基本方針

株式会社ユー・エス・イー及びグループ会社は、「本基本方針・行動規範」に沿って、法令遵守・社会常識及び企業倫理を重視した体制作りと活動により、持続可能（サステナブル）な社会の実現に貢献できる事業者となることを宣言します。サプライチェーンの皆様におかれましても、本基本方針・行動規範の趣旨をご理解いただき、同様の取り組みへのご協力をお願いします。

サステナビリティ憲章（行動規範）

1. 取引先との適法・適正な取引

事業者等は、法令遵守のもと公正な取引をすすめ、法令に反する行為などは行いません。また、取引先からの不正行為・違法行為の誘いは受けません。

2. 贈収賄の禁止及び贈答・接待等

事業者等は、政治や行政との健全で透明な関係を保ち、国内外を問わず、公務員又はこれに準じる立場の者及びそれらの親族に対して、不正に金品その他の経済的利益の供与・申し出・約束をしません。

3. 反社会的勢力への利益供与の禁止等

事業者等は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を遮断します。

4. 利益相反行為等の禁止・公私の厳格な峻別

事業者等は、個人の利害と組織の利害を厳格に区別し、誤解や不審を招くような行為は行わず、誠実に業務を遂行します。

5. 知的財産の保護

事業者等は、知的財産権の創造に努め、積極的な活用、適正な保護に努めます。また、他者の知的財産権も尊重します。

6. インサイダー取引の禁止

事業者等は、未公開の重要情報を利用した株式の取引や重要情報の漏洩など、インサイダー取引規制に違反する行為やその疑いを招くような行動・行為は行いません。

7. 働きやすい職場・就労環境の実現

事業者等は、労働基準法その他安全衛生に関する法令や就業規則・各種規程を遵守し、就労者の権利、安全、健康を確保できる環境を維持・確保するとともに、仕事と生活の調和を図るために、社会環境に応じた多様な働き方の導入を推進します。

8. カーボンニュートラルの実現

近年、異常気象や自然災害、生態系の破壊が、グローバルな社会課題となっており、その原因は人間活動によって排出される温室効果ガス（特に二酸化炭素）が原因と云われています。世界中がカーボンニュートラルの実現に取り組む中、一企業市民として社会的責任（CSR）を全うするため、事業を通じ、かけがえのない地球を健全な状態で次世代に引き継いでいくための環境づくりに取り組むことを求めます。

9. 基本的人権の尊重・児童労働及び強制労働の禁止・ハラスメント行為の禁止

事業者等は、あらゆる事業活動において基本的人権を尊重し、児童労働・強制労働を厳しく禁止します。また、各種ハラスメントとなる行為を禁止し、その発生の予防・啓蒙・啓発に努め、モラルの高い就労環境の維持に努めます。

10. 情報セキュリティ及び個人情報の適切な運営

事業者等は、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」に基づき、各種情報の重要性を認識し、情報セキュリティ・情報保護の取り組みにご協力をお願いします。

ステークホルダーの皆様へ（代表メッセージ）

ユー・エス・イーグループは、持続可能（サステナビリティ）な未来を創り上げていくために「労働と人権」「自然との共生」「倫理」「社会との共存」この4つのテーマとそれらに紐づく活動に積極的に取り組んでまいります。これらの取り組みについて皆様と共通認識をもって推進するために、「サステナビリティ憲章（行動規範）」を制定しました。

ユー・エス・イーグループは、この「サステナビリティ憲章（行動規範）」をもって、ステークホルダーに対して社会的責任を表明し、行動規範、法令遵守、社会常識及び企業倫理などを重視した体制作りと活動によりサステナブルな成長を促し、社会に貢献できる事業者となることを宣言します。サプライチェーンの皆様におかれましても、本憲章の趣旨をご理解いただき、同様の理念に基づく事業活動へのご協力をお願いします。

この行動規範を具体的な実践できるアクションに移すことを目的として、公正、誠実で透明性の高い事業活動を行うとともに、サステナブルな社会の形成に貢献する事業者であるための行動指針として定めたものが「ユー・エス・イーグループ事業行動基準」です。

グループ会社の役員・社員の一人ひとり、ならびにサプライチェーンの各事業者が本基準に則り、サステナブルな社会の実現を目指して、生命・安全とコンプライアンス（法令、社会規範、倫理の遵守）を最優先するという基本方針のもと、環境、人権、地域社会との調和などを重視した地球内企業・事業者として、高い倫理観をもって、健全で質の高い事業活動の実現を目指します。

コンプライアンスは法令のみならず、行動規範や会社の諸規程、社会のルールや習慣などの社会の規範や倫理観までも含めた遵守を意味します。

ユー・エス・イーグループは、このような社会的責任を自覚し、社会から高く評価される事業者として歩み続けます。そのためには、各々の組織を構成する一人ひとりの、高い倫理観に基づく行動の実践が必要不可欠であり、グループ会社の役員・社員およびサプライチェーンの皆様が何を意識して、どのように行動すべきかを「ユー・エス・イーグループ事業行動基準」として分かりやすく示しました。

皆様と共にこの行動基準を実践・励行していきたいと思います。

代表取締役社長 吉弘 三男

ユー・エス・イーグループ事業行動基準

サステナビリティ憲章（行動規範）—事業行動基準を実践するにあたって—

◆ 本基準は、サステナビリティ憲章（行動規範）の宣言を体現することを目的として、事業活動において役員・社員およびサプライチェーンの皆様（本基準において総称して以下「事業者等」と表現します。）が共通に守るべき振る舞い（行為・行動の指針）を基準として定めたものです。

事業者等には、本基準に基づき、各々の立場に応じた適切な行動を実践し、励行いただくことを期待します。

◆ 事業者等の責任 —この行動基準を読んで理解し、実践してください—

サステナビリティ憲章（行動規範）を体現するためには、事業者等の一人ひとりが日々の業務において本基準を実践することが重要です。すべての事業者等には、本基準の趣旨を理解し、遵守いただくことを定期的に確認することを求めます。

◆ 管理職・責任者の責任 —倫理観を高め、サステナブルな文化の創造を推進します—

- ・ 日頃から自己の見識を高める努力をし、就労者を守る。
- ・ 安心して迷いや疑問を打ち明けられる就労環境をつくる。
- ・ 就労者に対し、行動基準や各種規程に基づく職責の理解向上に努める。
- ・ 企業倫理やコンプライアンス違反を助長するような発言を厳に慎み、違反を防止する。

すべての基本行動

- ・ 正しいことを行う。
- ・ 周囲のリスクを認識する。
- ・ 正しく行動するため、最新の正しい知識を身につける。

自身の行動に迷ったら

- ・ 法令・行動基準・各種規程に則しているか。
- ・ 自分自身又は組織の評判を傷つけないか。
- ・ 自身の行動を家族含め、自信をもって正しいと説明できるか。

それでも迷ったら、一人で抱えずまずは相談！

コンプライアンス相談窓口：サステナビリティ推進委員会事務局（グループ会社の方は社内イントラ、サプライチェーンの方は担当営業またはプロジェクト責任者へご連絡ください。）

会社・発注元の対応

- ・ 報告・相談した方に関する情報は秘密として取り扱い、その内容についても慎重に取り扱います（法令等による規制がない限り）。
- ・ 誠実に報告された企業倫理及びコンプライアンス上の懸念に対し、真摯に取り扱い、調査を実施します。調査の結果事実であると判断した場合、是正措置・再発防止策を講じるとともに、報告・相談された方に対し、結果を報告します。なお、調査の結果、法令や規程・契約に違反する事実が発覚した場合は、当該事実に関係した事業者等に対し、所定の手続きに則り対処します。

1. 取引先との適法・適正な取引

事業者等は、法令遵守のもと公正な取引をすすめ、法令に反する行為などはいけません。また、取引先からの不正行為・違法行為の誘いは受けません。

【事業行動基準】

(1) ユー・エス・イーグループは、次の条件を満たしている取引先との取引を優先します。

- ・ 法令・社会規範等を遵守し、人権・労働、安全衛生、環境への配慮を重視していること
- ・ 経営状態が健全であること
- ・ 弊社がお客様に提供するサービスに貢献できる技術力を有していること
- ・ 経済合理性のある妥当な価格で役務・サービスを提供できること

(2) 事業者等は、取引先から、職務に関連して個人的な利益の供与を受けないことはもとより、取引先との契約上の義務を誠実に履行し、取引先保護法令等（※）及び健全な商慣行に従い取引します。

（※）独占禁止法、中小受託取引適正化法その他の法令、官公庁の定めた指針等をいいます。

【解説】

◆ 購買・発注担当者の責任 ー品質・技術・価格・納期・コンプライアンス遵守等の客観的基準に基づき取引先を選定しますー

- ・ 取引先が法令を遵守し、かつユー・エス・イーグループの企業倫理を尊重することを求めます。
- ・ 取引先に求める事項を私たち自身が模範となるよう行動し、信頼関係を築きます。

【POINT】

法令遵守のもと公正な取引をすすめるということは、取引に際して相手方に特別な便宜を図らないという意味です。特別な便宜とは、金品金券の授受（お中元/お歳暮/昇格祝い等）や高価な飲食の提供など、取引と直接関係のない利益を供与することをいいます。

2. 贈収賄の禁止及び贈答・接待等

事業者等は、政治や行政との健全で透明な関係を保ち、国内外を問わず、公務員又はこれに準じる立場の者及びそれらの親族に対して、不正に金品その他の経済的利益の供与・申し出・約束をしません。

【事業行動基準】

- (1) 法令及び健全な商慣行に反した不適正な支出を行いません。
- (2) 政治家又は政治団体に対し、不適正な利益・便宜を供与しません。
- (3) 官公庁の職員、政治家、政治団体等に対し、法令及び健全な商慣行に反し、報酬、接待、贈物その他形態の如何を問わず、また、直接、間接を問わず、利益供与をしません（法令に違反せず、かつ社会的妥当性が認められる場合を除きます。）。
- (4) 外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、金銭その他の利益を供与しません。
- (5) 第三者に、上記の禁止行為をさせません。
- (6) 政治家又は政治団体に対し、法令に反した不適正な政治寄付等を行いません。
- (7) 商取引上の接待、贈物、支出等を行う場合は、法令遵守はもとより、お客様の方針を尊重します。

【解説】

- ◆ 官公庁・自治体の職員は国家公務員倫理法や服務規律に定める公務員倫理等の規定により、金品金券の授受や飲食の供応、遊技やゴルフ等の無料招待や接待も禁じられています。
- ◆ 民間事業者同士であっても、社会通念や常識を超える飲食の供応等は、公正な取引の阻害要因になる可能性があり、懲戒を含む処分が各社の就業規則等で規定されていることが多いので民取引だから問題ないとは言いきれません。

【POINT】

如何なる状況、場所や理由を問わず、誰に対しても賄賂を提供しません。取引先に求める事項を私たち自身が模範となるよう行動し、信頼関係を築きます。

3. 反社会的勢力への利益供与の禁止等

事業者等は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を遮断します。

【事業行動基準】

- (1) 反社会的勢力（注1）との取引を含めた一切の関係を遮断します。
- (2) 反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶します。また、その活動を助長（注2）しません。
- (3) 不当要求（注3）を受けた場合には、毅然とした態度で要求を拒否します。
- (4) マネー・ロンダリング（犯罪による収益の移転）を規制する法令等を遵守します。

注1）反社会的勢力：暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人のことを指します。

注2）その活動を助長する行為：機関誌・書籍の購読、物品の購入、広告賛助、役務提供等取引、金銭・物品の供与、その他の便宜供与等の行為をいいます。

注3）不当要求：暴力団員による、事業活動に関し行われる暴力的要求行為等をいいます。

【解説】

◆暴力団排除条令は、暴力団とのつながりを排除させ、地域住民の平穏な生活の確保と事業活動の健全な発展を図ることを目的とする条令です。全国の自治体が条令化しており、違反した場合は罰則（行政罰及び／又は刑事罰）を受けることにもなりかねません。

【POINT】

取引上、懸念がある場合は、担当者・コンプライアンス事務局・責任者に相談しましょう。

4. 利益相反行為等の禁止・公私の厳格な峻別

事業者等は、個人の利害と組織の利害を厳格に区別し、誤解や不審を招くような行為は行わず、誠実に業務を遂行します。

【事業行動基準】

- (1) 組織の財産（ブランドその他の無形の財産も含む）を適切に管理します。
- (2) 所属する組織の最善の利益となるように判断し行動します。
- (3) 組織の財産の保全に努めるとともに、私的に流用・着服しません。
- (4) 組織の機器、設備等を不適正に使用しません。
- (5) 組織における地位・職務上の権限を不正に利用して、自己又は第三者の利益を図らず、また、組織の社会的信頼、ブランド等を損ないません。
- (6) 組織の利益と相反する取引関係を取引先、お客様、競合する他社との間で構築しません。

【解説】

◆ 「利益相反取引」とは、事業者等が、取引先に仕事を発注する見返りに取引先から金品の提供や飲食の供応を受ける（キックバック）ことです。このほかに転職先での厚遇の見返りとして、組織の営業秘密情報を転職先に開示するなどの行為も該当します。

◆ 業務時間中に、組織のパソコン等設備や機器を利用して株式売買や先物取引を行う行為、あるいは個人のスマホ等モバイル機器を使って業務に関係のないネットオークションの入札やネットショッピング等を行う行為は、職務専念義務や誠実義務違反に該当し、就業規則・契約に基づく処分の対象となります。

【POINT】

事業者等は、契約上職務に相反する又は相反するよう見える活動を行わない責務があります。また、個人的な利得や便益を受けて、会社の利益を阻害するようなことをしてはいけません。

5. 知的財産の保護

事業者等は、知的財産権の創造に努め、積極的な活用、適正な保護に努めます。また、他者の知的財産権も尊重します。

【事業行動基準】

- (1) 特許法、著作権法その他知的財産権（注）に関する法令を遵守します。
- (2) 組織の知的活動の成果を知的財産権によって保護し、これを積極的に活用するとともに、第三者の正当な知的財産権を尊重します。
- (3) 事業競争力強化のため、知的財産権を積極的に獲得し、活用します。
- (4) 職務発明、職務考案、意匠の職務創作、プログラムその他の著作物の職務著作、半導体集積回路の回路配置に関する職務創作についての出願権又は知的財産権は、所属組織に帰属することを定めた諸規程を理解し、遵守します。
- (5) 知的財産権を適正に管理し、第三者による侵害に対して適切な措置を講じます。
- (6) 第三者の知的財産を無断で使用しません。

注）知的財産権：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、回路配置利用権、営業秘密等をいいます。

【解説】

◆顧客に提供する役務・サービスに係る知的財産権（産業財産権、著作権の総称）の取り扱いについては、顧客との契約内容を踏まえつつ、事業者等との間で十分な協議を行い、合意を形成することとします。

◆一方、これら役務・サービスには事業者等固有の知的財産権やノウハウ等が含まれる場合があることから、権利の帰属・利用範囲・対価等の条件について、顧客との契約上の義務との調整を図りながら、事業者等と誠実に協議した上で合意を形成することとします。

【POINT】

顧客への契約義務を誠実に履行しながら、事業者に対しても透明性をもって対応することが、持続可能なサプライチェーンを維持する SIer としての責任ある姿勢といえます。

6. インサイダー取引の禁止

事業者等は、未公開の重要情報を利用した株式の取引や重要情報の漏洩など、インサイダー取引規制に違反する行為やその疑いを招くような行動・行為は行いません。

【事業行動基準】

事業者等は、業務を通じて知りえた重要事実（※）に該当する情報を個人の経済的利益や私利私欲のために利用するなど、他人に伝える行動・行為は行いません。

（※）重要事実：上場企業の価格形成に影響を及ぼし得る未公表情報（決算・財務情報、新製品情報、業務提携/解消情報、争訟情報等）

【解説】

◆ 業務を通じて知りえたお客様の重要事実、特にお客様が上場企業であれば、そういった情報は株価に大きく影響する可能性があり、お客様自身が公表する前に絶対に外部（家族や知人友人含む）に漏らしてはなりません。漏らすこと自体が法令違反となり、罰則（行政罰及び／又は刑事罰）を受けることにもなりかねません。

【POINT】

お客様や取引先の未公表の重要な内部情報を利用して上場企業の株式等の有価証券売買を行いません。

7. 働きやすい職場・就労環境の実現

事業者等は、労働基準法その他関係法令や就業規則・各種規程を遵守し、就労者の権利、安全、健康を確保できる就労環境を維持・確保するとともに、仕事と生活の調和を図るために、社会環境に応じた多様な働き方の導入検討を推進します。

【事業行動基準】

- (1) 安全で快適な就労環境を実現するよう努めます。
- (2) 闊達で秩序ある職場風土の実現に努めます。
- (3) 安全で清潔な就労環境を維持し、労働災害の防止及び多様な働き方が実現できる環境の構築に努めます。また、就労者は、自らの健康づくりに努めます。
- (4) 就労者が創造的、効率的に業務を遂行できる環境を整え、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を支援します。
- (5) 就労者は、自らの成果領域と責任権限に基づき適正に業務遂行できるよう、常に自己の能力向上に努め、自己研鑽を怠りません。
- (6) 就労者は、違法な薬物を持ち込み、使用し、もしくは販売しません。
- (7) 就労者は、暴力行為や脅迫行為を行いません。また、銃刀等の武器を私的に職場に持ち込んだり、販売したりしません。
- (8) 就労者は、危険な行為、安全や健康を脅かす状況がある場合は、速やかに上司または職場の責任者に報告します。
- (9) 就労者は、飲酒状態や違法な薬物を摂取した状態で業務に携わりません。
- (10) 心身の健康上の不調や被害は、速やかにかつ正確に上司または職場の責任者に報告することで、より適切な治療や再発防止の措置を取ることができます。

【解説】

人財は事業者の宝であり、持続的成長の源泉です。事業者は、就労者の一人ひとりの成長を促す一方、その成長を阻害する要因を取り除き、あらゆる危険から就労者を守ります。

仕事と生活の調和といっても、一人ひとりの価値観が異なるのと同じように「調和」に対する考え方も異なります。積極的なコミュニケーションを通じて、事業者等が協力した環境構築が大切です。

【POINT】

就労者の生命・安全・健康を第一に考え、お互いに、より一層安全で快適な働きやすい就労環境及び多様な働き方が実現できる環境の構築を目指すことが大事です。

8. カーボンニュートラルの実現

近年、異常気象や自然災害、生態系の破壊が、グローバルな社会課題となっています。その原因は人間活動によって排出される温室効果ガス（特に二酸化炭素）が原因と云われています。世界中がカーボンニュートラルの実現に取り組む中、一企業市民として社会的責任（CSR）を全うするため、事業を通じ、かけがえのない地球を健全な状態で次世代に引き継いでいくための環境づくりに取り組むことを求めます。

【事業行動基準】

- (1) 環境への負荷の低減に役立つ研究開発、商品化に努めます。また、地球温暖化防止、資源の有効活用等のために、すべての事業遂行過程においてエネルギー効率向上、省資源・再資源化等に積極的に取り組みます。
- (2) 環境に関する方針・計画の実施にあたり、日常活動として取り組み、継続的改善を図ります。
- (3) 定期的に測定・点検を実施し、その記録を適切に保存します。不適合を発見した場合は、速やかに是正し、事故予防措置を講じます。
- (4) 新規立地・再配置、設備投資、商品企画・開発設計、新規部品・原材料の購入等にあたり、環境への負荷を低減するため適時かつ適切にアセスメントを行います。
- (5) 国や地域の法令等により使用・排出等に制限がある物質はできる限り使用しません。当該物質を使用する場合は、最良の技術をもって環境への影響を最小限にとどめるよう努めます。
- (6) 環境活動に関する社外への十分な情報開示等、良好なコミュニケーションの維持に努めます。
- (7) 日常生活においても、地球温暖化をはじめとする環境問題に配慮します。また、地域社会の環境活動に積極的に参加します。

【解説】

未来の子供たちのために、カーボンニュートラルの実現に取り組めます。脱炭素社会、循環型社会に向けた環境負荷低減に資する活動を積極的に推進します。

【POINT】

「グリーン成長戦略」は、技術革新/産業改革/投資促進/規制緩和と支援/国際協力を通じ、持続可能な社会を実現しようとする政策です。事業者等は、技術品質を高めることで、お客様のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の継続的削減活動を支援することができます。

9. 基本的人権の尊重・児童労働及び強制労働の禁止・ハラスメント行為の禁止

事業者等は、あらゆる事業活動において基本的人権を尊重し、児童労働・強制労働を厳しく禁止します。また、各種ハラスメントとなる行為を禁止し、その発生の予防・啓蒙・啓発に努め、モラルの高い就労環境の維持に努めます。

【事業行動基準】

(1) 各国・各地域の法令等を踏まえ、ILO 条約（※）をはじめとする人権に関する様々な国際規範を理解し、基本的人権を尊重します。児童労働及び強制労働を厳しく禁止し、サプライチェーンにおいてもこれらを求めています。

（※）ILO 条約とは、国際連盟の専門機関（*International Labour Organization*：国際労働機関）であり、グローバルな労働課題の解決に向けた多面的な活動基準を定めた条約です。

(2) 個人の基本的人権、個性、プライバシーを尊重し、多様な価値観を受容します。

(3) 人種、宗教、性別、国籍、心身障がい、年齢、性的指向等に関する差別的言動、暴力行為、あらゆる形態のハラスメント等の人権を侵害する行為をしません。

(4) ユー・エス・イーグループ及び取引先において、基本的人権を侵害する行為があった場合には、適切な措置を講じます。また、サプライチェーンにおいても、基本的人権を侵害する行為が認められる場合は、改善を求めています。

(5) 人権尊重のため、関連するステークホルダー（※）と対話を進めます。

（※）「ステークホルダー」とは、一般的に利害関係人と訳されます。株主、お客様、取引先、地域社会に属する個人や団体、同僚、家族、友人等、自身がおかれた場面々々でステークホルダーである相手が変わってきます。

【解説】

◆ 児童労働とは、法律で定められた就業最低年齢に満たない者を就労させる行為であり、強制労働とは、暴力・脅迫・債務拘束等により本人の意に反して労働を強いる行為をいいます。これらは ILO 条約及び国連ビジネスと人権に関する指導原則において根絶が求められており、事業者等は自社の事業活動はもとより、サプライチェーン全体においてもこれらが生じないよう取り組むことが求められます。

◆ 相手を敬い尊重するという一人ひとりの気持ちがすべての基本となります。

◆ 関係法令に従い、就労者や就労を希望する者に雇用の均等な機会を提供することに努めます。

◆ 就労者一人ひとりの多様な価値観、個性、人格及びプライバシーに配慮するとともに、人種、国籍、信条、性別、性的指向、性同一性と性表現、社会的身分、宗教、年齢、妊娠、心身の障がいの有

無等を理由としたいかなる差別も行いません。

◆ いかなるハラスメント行為も許容しません。誰もが平等かつ公正に扱われる環境の構築と保全に取り組めます。

◆ 攻撃的、威圧的、悪意のある、または侮辱的な言動は行いません。性的嫌がらせ、もしくはその他嫌がらせ、または、いじめと受け取られるような言動は起こしません。

【POINT】

組織は、人権と多様性の受容を推進し、児童労働・強制労働をサプライチェーン全体で根絶します。事業者等は、互いに誠意をもって接し、いかなる人に対しても寛容で安心できる環境をつくるよう心がけましょう。

10. 情報セキュリティ及び個人情報の適切な運営

事業者等は、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」に基づき、各種情報の重要性を認識し、情報セキュリティ・情報保護の取り組みにご協力をお願いします。

【解説】

技術情報や営業情報等秘密情報は各種規程・契約に基づき、適正に保護管理することで、情報漏洩を防止します。

◆ 事業者等の責任

- ・ 業務従事中・終了後を問わず、業務上の情報を所定の手続を経ないで開示、漏洩しません。
- ・ 業務従事中・終了後を問わず、業務上の情報を不適正に利用して、損害を与えず、また、自己または第三者の利益を図りません。
- ・ 入社・入職前に知得し守秘義務を負っている第三者の情報を新たな組織に開示しません。
- ・ 適正な方法で個人情報を収集、利用、管理します。
- ・ 情報セキュリティに関する規程・契約に従い、業務上の情報の保護に努めるとともに、適正に活用します。
- ・ 組織所有の情報機器、情報サービスを業務以外の目的で使用しません。
- ・ 社外の情報に対する不正アクセス等、第三者の利益を侵害する行為を行いません。
- ・ 生成 AI により得た情報には社内外の多くの知見（産業財産権、著作権等）が含まれていることを踏まえ、慎重に取り扱います。
- ・ 未公表の情報に基づき、インサイダー取引を行いません。

【事業行動基準】

- (1) 個人情報を含む、業務上の情報を適切に管理、保護します。
- (2) 情報の財産的価値を認識し、業務上の情報を秘密として管理します。
- (3) 情報セキュリティ事故の防止に努めます。万一、事故が発生した場合には、所定のルールに従い、ただちに復旧・是正処置を講じるとともに、速やかに報告します。

【POINT】

業務上の情報とは、個人情報、お客様・取引先等第三者情報及び自組織情報等、業務遂行過程において取り扱うすべての情報をいいます。但し、社外に広く公表された情報は除きます。

以 上